

「相談支援専門員」を知っていますか？

障害福祉サービスのご利用を希望される方はご相談ください

①利用したいサービスについての情報提供 & 利用方法の説明をします

自分に合ったサービスがわからない…。
どんなサービスがあるの？

②個々の思いや希望に合った「サービス等利用計画」の作成を行っていきます

③サービスの利用状況を定期的に確認し、必要時には見直しを行います



④福祉サービス事業者との連絡調整を行い、連携を図っていきます

相談支援専門員とは

障害のある方やそのご家族のそれぞれの思いを大切にしながら、地域で安心した日常生活や社会生活を送れるよう、ご相談に応じながら専門的な視点でサポートしていく、相談支援事業所の相談員となります

—計画相談、障害児者相談について—

平成 24 年 4 月に、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、相談支援の部分が見直されました。これにより、平成 27 年 4 月以降、原則として障害福祉サービスを利用する障害のある方に、計画相談支援や障害児者相談支援が適用されることとなりました。

目黒区では、障害福祉サービスのご利用を希望される方には、計画相談支援または障害児者相談支援を活用し、「サービス等利用計画」または「障害児者支援利用計画」の提出を求めるとしてまいります。

